

様式例 13 指定管理者制度活用事業 総括評価シート

指定管理者制度活用事業 総括評価シート

評価年月日:令和元年8月20日

評価者:健康福祉局指定管理者選定評価委員会

1. 業務概要

施設名	川崎市高齢社会福祉総合センター(人材開発研修センター・保健福祉研究センター)
指定期間	平成28年4月1日～令和3年3月31日
業務の概要	・福祉・介護の職員向け研修、市民向け福祉講座の開催、視聴覚教材や図書の貸出、福祉機器の展示等を行っている。
指定管理者	名称:社会福祉法人川崎市社会福祉協議会 代表者:会長 佐藤 忠次 住所:中原区上小田中6-22-5 電話:044-739-8710
所管課	健康福祉局長寿社会部高齢者事業推進課(内線:32421)

2. 「評価の視点」に基づく事業期間全体の評価

	評価項目	事業実施状況等
1	市民や利用者に必要な量及び質のサービスを提供できたか。	資格取得や知識、技術習得、キャリアアップのための研修等を実施するなど、研修実施機関として十分に機能している。 また、日頃から研修ニーズの把握に努め、より実効性の高い研修の実施に向けた取組も積極的に進めていることは評価に値する。
2	当初の事業目的を達成することができたか。	事業計画等に基づく事業目的を達成し、適正に施設運営を行っている。
3	特に安全・安心の面で問題はなかったか。	特になし
4	更なるサービス向上のために、どういった課題や改善策があるか。	研修ニーズを的確に把握、反映しながら研修内容等の必要な見直し、充実を図っている姿勢が見られること、また、施設の機能の一部を地域開放するなどの取組も行っているなど、今後もこの水準を維持、継続、あるいは向上に向け進めていただきたい。

3. これまでの事業に対する検証

	検証項目	検証結果
1	所管課による適切なマネジメントは行われたか。	四半期毎に施設において実施のセルフモニタリング結果を受け、その都度評価を行い、適正な施設運営水準の維持、継続、向上に努めている。
2	制度活用による効果はあったか。	(サービスの向上等) ・研修実施機関として、スキルアップ、人材育成、地域支援を担っており、施設が求められる機能性は十分に認められる。
3	当該事業について、業務範囲・実施方法、経費等で見直すべき点はないか	民間の研修機関において実施されている研修との整合性や、各種研修を実施するに当たっては、受講費用の徴収等、受益者の負担を考慮する必要があるものとする。 なお、現状は指定管理応募時点の計画数を下回る研修実施となっているため、研修実施計画数等については実現可能性にも配慮した数値で慎重に検討されたい。
4	指定管理者制度以外の制度を活用する余地はないか	民間の研修機関において実施されている研修との整合性をはかることや、研修実施主体等について、今後一定の整理が必要と考える。

4. 今後の事業運営方針について

資格取得や知識、技術習得、スキルアップのための研修等を実施するなど、研修実施機関として一定程度機能しており、今後においては、さらなる充実を図っていく必要があるものとするが、一方で、民間の研修機関において実施されている研修との整合性や、研修実施主体整理等、さらには、各種研修を実施するに当たっての受講費用の徴収等、受益者の負担の考慮等、今後一定の整理が必要と考える。

なお、令和3年度からは日進町の福祉センター跡地に人材開発研修センターおよび保健福祉研究センターの機能を移し、総合研修センターという名称で引き続き指定管理者制度にて事業運営継続予定。移転に際しては、現状の業務内容を見直し、他機関の業務と重複する部分や、合理化が図れる部分についての見直しを図る。

移転後の総合研修センターの役割としては、複合施設内において最新かつ専門的な技術や知識の獲得に関する研修を実施するとともに、福祉の現場を、研修の実践的フィールドとして活用し、多様化する高齢者、障害者等の介護・リハビリテーションニーズに対応しうる福祉人材の育成等を担うことが求められる。